

免許法別表第6（平成28年改正法適用）

養護教諭2種⇒1種（1年10単位）

単位修得（※1）		A	B	新法に対応する旧法の科目名又は事項名	
養護教諭2種免許状取得後の在職年数		1	1		
教科及び教職に関する科目	養護に関する科目	4	4	教科に関する科目 同左	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1	1	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	2	2	道徳及び特別活動の内容
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
		生徒指導の理論及び方法			生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教職実践演習			教職実践演習	
大学が独自に設定する科目（※2）			2		
その他必要な科目（※3）		3	1		
所要単位数（養護教諭2種免許状取得後に修得を要する）		10	10		

下記のいずれにも該当しない方は「養護教諭2種⇒1種（5年10単位）」を御確認ください。

※1 以下の条件により、A、Bいずれかの単位修得となります。

A：免許法別表第2口（保健師免許を有すること）により、養護教諭2種免許状を授与された者

B：（2）大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）

（2）大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者

※2 「大学が独自に設定する科目」には、その他の教科及び教職に関する科目に定められた各単位数の余剰を充てることができます。

※3 「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。